

## 松本市認知症施策推進計画

### 1 現状と課題

認知症施策は、2024年施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、法的な位置づけを強化しつつ、人権を重視したアプローチへと転換されました。認知症の人を「支える対象」ではなく「権利の主体」として捉え、「共生社会の実現」のため「本人参画」、「新しい認知症観」の普及、意思決定支援の強化が重視されています。

本市においても、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づいた施策を推進してきましたが、依然として認知症に対する誤解や偏見が残っており正しい理解の促進や地域住民の意識醸成が課題となっています。また、認知症に関する相談窓口が十分に認知されていないことや、認知症の人やその家族が地域社会とつながり安心して参加できるような機会が限られている等の課題があります。

こうした課題を踏まえ、認知症施策を再整理し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

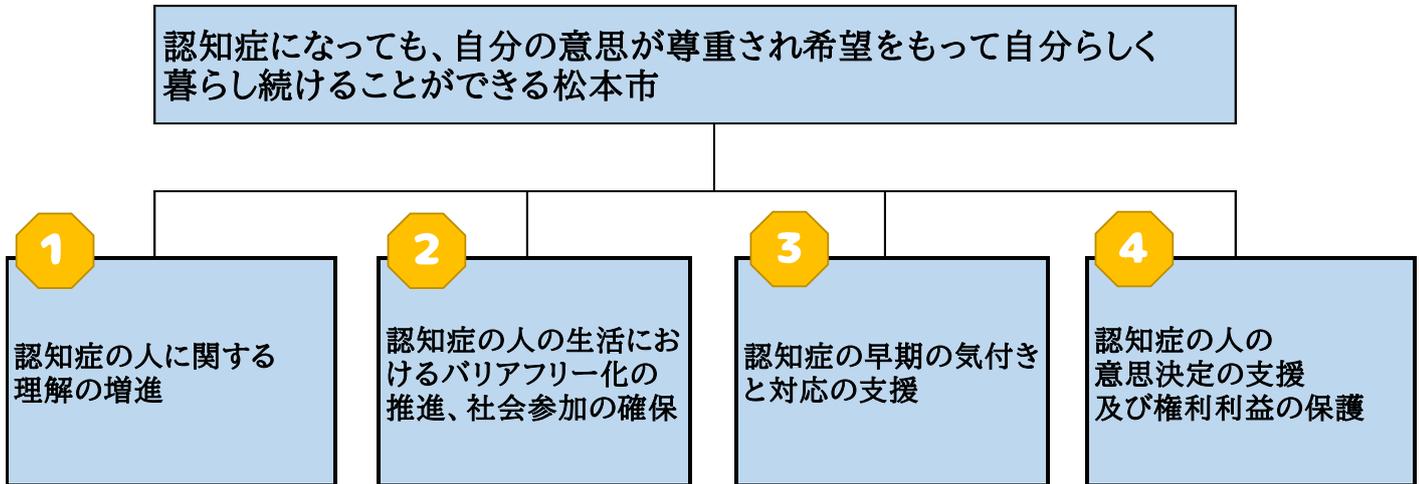
#### 高齢者等実態調査結果からみた現状と課題

項目	割合 (%)
介護、介助が必要になった主原因として「認知症」と回答 (「高齢による衰弱」「骨折・転倒」に次ぐ第3位)	18.5
認知症に関する相談窓口の認知状況(知らない)	87.7
現在の生活を継続していくに当たって主な介護・介助者が不安に感じる介護等で「認知症への対応」と回答(第1位)	30.9
認知症になっても安心して暮らしていくために充実が必要なこととして「認知症の正しい知識と理解をもった地域づくり」と回答 (「認知症の受診・治療ができる病院など」「専門相談窓口」「入所できる施設」「緊急時に対応できる病院など」「在宅サービスなど」に次ぐ第6位)	23.1

※高齢者等実態調査結果より(一部複数回答)

## 2 施策の方向

認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく暮らし続けることができる松本市を目指して、本人や家族の参画のもと多様な関係者と連携しながら、共生社会の実現に向けた体制づくりに取り組みます。



### (1) 認知症の人に関する理解の増進

認知症を誰もがなりうる身近なものとして「自分ごと」として捉える意識の醸成や、「新しい認知症観」の普及啓発を推進します。また、正しい理解を深めるため、本人や家族が自らの言葉で語る姿を積極的に発信できる活動を支援します(本人発信支援)。

(※)「新しい認知症観」: 認知症になっても、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

- ・ 認知症を「自分ごと」として捉える意識の醸成
- ・ 「新しい認知症観」の普及啓発
- ・ 本人や家族が自らの言葉で語る姿を積極的に発信 (本人発信支援)

### (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の確保

認知症の人が自立し安心して暮らすため、心理的バリアフリーの視点を重視しながら、地域、企業、公共機関等との連携による生活支援体制の整備を進めます。また、地域の実情に応じて、本人発信の場や本人や家族の社会参加機会の確保を図ります。

- ・ 認知症の人が安心して自分らしく暮らせるようにサポートする
- ・ 心理的バリアフリーの視点を重視
- ・ 地域、企業、公共機関等との連携による生活支援体制の整備
- ・ 本人発信の場の確保
- ・ 本人や家族の社会参加機会の確保

(3) 認知症の早期の気付きと対応の支援

認知症への「備え」や「早期の気付きと対応」に関する知識の普及を行い、早期に気付き・相談できるよう相談窓口の体制整備及び周知を推進します。

(※) 認知症に「備える」：誰もが認知症になり得るという認識のもと、事前に準備すること（予防を含む。）。

- ・ 認知症への「備え」に関する知識の普及
- ・ 「早期の気付きと対応」に関する知識の普及
- ・ 相談窓口の体制整備
- ・ 相談窓口の周知促進

(4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

本人が自らの意思に基づいた暮らしが営めるよう、本人や家族、関係者に対して意思決定支援の重要性の理解の促進及び権利利益の保護を推進します。

- ・ 本人の意思に基づいた暮らしを支えるための支援
- ・ 意思決定支援の重要性の理解促進
- ・ 認知症の人の権利を守るための取組みを推進

目指す姿

認知症になっても、自分の意思が尊重され希望をもって自分らしく暮らし続けることができる松本市

(1) 認知症の人に関する理解の増進

- ・ 認知症を「自分ごと」として捉える意識の醸成
- ・ 「新しい認知症観」の普及啓発
- ・ 本人や家族が自らの言葉で語る姿を積極的に発信（本人発信支援）

(2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の確保

- ・ 認知症の人が安心して自分らしく暮らせるようにサポートする
- ・ 心理的バリアフリーの視点を重視
- ・ 地域、企業、公共機関等との連携による生活支援体制の整備
- ・ 本人発信の場の確保
- ・ 本人や家族の社会参加機会の確保

(3) 認知症の早期の気付きと対応の支援

- ・ 認知症への「備え」に関する知識の普及
- ・ (※) 認知症に「備える」：誰もが認知症になり得るという認識のもと、事前に準備すること（予防を含む。）。
- ・ 「早期の気付きと対応」に関する知識の普及
- ・ 相談窓口の体制整備、周知推進

(4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・ 本人の意思に基づいた暮らしを支えるための支援
- ・ 意思決定支援の重要性の理解促進
- ・ 認知症の人の権利を守るための取組みを推進